

日本統治下台湾における社会的リーダー階層と義務教育の実施 ——第1回台湾総督府評議会員の議論を中心に

呉 文 星

はじめに

日本統治初期において台湾総督府は、清朝末期における台湾の社会的リーダー階層に対して懐柔・利用政策をとり、彼らを植民地下級行政と治安体制に組み入れ、参事・区街庄長・保甲局長・保正・壮丁团团長・甲長などの職務に就かせた。こうした社会的リーダー階層は官と民とをつなぐ役割を果たすだけでなく、当局にとって植民地行政を補助する一種のツールともなっていた。教育の面において、総督府は近代化を志向する同化教育政策の施行により、近代西洋教育制度を導入した。当時の社会的リーダー階層の力を利用して、台湾社会の中・上流層の子弟を主要な対象とする公学校を設立した。また新教育制度を通じて日本が西洋諸国と肩を並べることができたこと、そして台湾も将来的には新しい学問によって近代化を成し遂げられる点を強調した。その結果、初めは統治当局が実施した新式教育を自らの子弟に受けさせることに消極的だった台湾社会の中・上流層も、次第にその態度を変化させてゆき、後には子弟を日本に留学させる富豪も少なからず見られるようになった。それでも1919年以前における公学校の拡大は長期にわたって甚だ緩やかであった。1915年度まで就学率は10%未満で、中途退学者も少なくなかった。1899～1919年度の公学校卒業生の数は5万余人、台湾総人口のわずか1.5%にすぎなかった²。この数字は、1920年以前において公学校修了者が極めて少なかったことを示している。

1919年の文官総督田健治郎の着任後、当局は内地延長主義統治政策を標榜し、さまざまな改革を展開したが、教育改革もまたその重要な一つであった。1921年に台湾総督府評議会が成立すると、すぐに総督府は義務教育案の実施を第1回会議の四大諮問案の一つとして取り上げた。これは実際の評議会会議で激しい議論を引き起こしただけでなく、当時の台湾人と日本人の世論の争点ともなった。この史実を踏まえ、本稿の焦点を以下の三つに設定する。第一に、台湾総督府評議会での、義務教育実施に対する日本人および台湾人評議員の見解と議論、そして台湾人および日本人の世論を分析すること。第二に本案の討論過程とその結果を明らかにすること。こうした点の考察によって、台湾の社会的リーダー階層と台湾総督府当局との間に存在した義務教育に対する認識の相違を明らかにすると同時に、台湾の社会的リーダー階層が実際に置かれた立場と役割の限界を正確に理解する一助としたい。

1 吉野秀公『台湾教育史』（台湾日日新報社、1927年）315～316頁。

2 呉文星著、所澤潤監訳『台湾の社会的リーダー階層と日本統治』（財団法人交流協会、2010年）156頁。